

# 香川県建設工事監察要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、県が請負契約により執行する工事の品質を確保するとともに、これを請け負う建設業の健全な発展を図るために行う工事現場における施工体制等の監察(以下「工事監察」という。)の実施に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

## (用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 工 事 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 契約担当者 香川県会計規則(昭和39年香川県規則第19号)第2条第4号に規定する契約担当者をいう。
- (3) 工事執行者 工事監察の対象となる工事に職員を工事監督員として配置している課若しくは室又は出先機関の長をいう。

## (工事監察の総括)

第3条 土木部技術企画課工事検査室長(以下「工事検査室長」という。)は、県が請負契約により執行する工事に係る工事監察を総括するものとする。

## (対象工事)

第4条 工事監察の対象とする工事は、当初の請負代金の額が1,000万円(建築一式工事については、2,500万円)以上の工事とする。

- 2 契約担当者又は工事検査室長が必要と認めた工事については、前項の規定にかかわらず、工事監察の対象とすることができる。

## (実施時期及び回数)

第5条 工事監察は、工事着手後概ね1ヶ月を経過したときに行うものとする。

- 2 契約担当者又は工事検査室長が必要と認めた工事については、前項の規定によるもののほか、工事監察を行うことができる。

## (工事監察の申請)

第6条 工事執行者は、工事監察の実施が必要となったときは、工事検査室長に申請するものとする。

## (工事監察職員の指名)

第7条 工事検査室長は、前条の規定による申請を受けたときは、工事検査室で執務する職員の中から工事監察を行わせる職員2人以上を指名するものとする。

- 2 小規模な工事又は遠隔地等の工事、その他特段の事情により前項の規定により難しい場合は、工事検査室長が上記以外で適当と認める職員の中から、工事監察を行わせる職員を指名することができる。

(工事監察の実施)

第8条 工事監察は、建設業法等の関係法令の規定に従った技術者の配置状況、下請業者の使用状況、施工体制台帳の整備状況、標識の掲示状況等について工事現場を点検することにより行うものとする。

- 2 前項の規定による点検は、工事監察(施工体制等点検)表(別紙—1)に基づいて行うものとする。
- 3 工事監察は、受注者に事前に通告することなく行うものとする。

(結果の復命及び通知並びに改善措置)

第9条 工事監察を行った者(以下「監察者」という。)は、その結果を工事検査室長に復命するとともに、工事執行者に通知するものとする。

- 2 工事執行者は、工事監察の結果、施工体制の不備等があったときは、当該工事の受注者に是正を命じ、その措置状況を工事検査室長に報告するものとする。

(建設業者許可部局への通知)

第10条 工事検査室長は、工事監察の結果、次の各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、建設業者許可部局にその事実を通知するものとする。

- (1) 建設業法第28条第1項第3号、第4号又は第6号から第8号までのいずれかに該当すること。
- (2) 建設業法第24条の7第1項若しくは第2項、第26条又は第26条の2の規定に違反したこと。
- (3) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第13条第1項若しくは第2項又は同条第3項の規定により読み替えて適用される建設業法第24条の7第4項の規定に違反したこと。

(休工等の場合の監督員確認及び報告)

第11条 工事監督員は、工事監察の結果、休工等の事由により現地確認できなかった事項について監察者から報告を求められた場合は、工事現場で確認し、工事検査室長に報告しなければならない。

- 2 工事監督員は、前項の確認の結果、施工体制の不備等があった場合は直ちに措置を行い、前項の報告に併せて措置結果を工事検査室長に報告するものとする。

(行政委員会の工事)

第12条 工事検査室長は、県の行政委員会、病院局及び議会事務局の所掌する工事の工事監察を受託することができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、工事監察に必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日に制定する。
- 2 この要綱は、平成17年4月1日以降に行う工事監察に適用する。
- 3 次に掲げる要綱は、廃止する。
  - (1) 香川県農林水産土木監察要綱(農政水産部)
  - (2) 香川県建設工事監察要綱(土木部)

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日に一部改正する。
- 2 この要綱は、平成19年4月1日以降に申請する工事監察に適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年10月8日に一部改正する。
- 2 この要綱は、平成20年10月8日以降に申請する工事監察に適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日に一部改正する。
- 2 この要綱は、平成27年4月1日以降に契約した工事における工事監察に適用する。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行し、同日以降に申請する工事監察から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

年度		番号		工事名	
工事場所	市・郡 町				
請負金額		工期	自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日		
受注者					
工事執行者					
監察時期	1ヶ月 ・ 50% ・ その他				
監察年月日	令和 年 月 日				
監察者(職氏名)					

点検項目	点検内容	点検結果	備考
1. 技術者等の配置状況	1. 現場代理人の常駐 (氏名： )	適・否	
	2. 監理技術者又は主任技術者の現場専任(氏名、資格) (氏名： )	適・否	
	3. 監理技術者資格証の提示	適・否	
	4. 作業に必要な資格者(作業主任者)の配置	適・否	
2. 施工計画の履行状況	1. 施工計画書の整備(現場に常備)	適・否	
	2. 施工計画書の記載内容(実態との整合)	適・否	
	3. 産業廃棄物の処理委託	適・否	
3. 下請業者の使用状況	1. 元請業者の実質的な関与	適・否	
	2. 下請業者の要件(建設業許可、指名停止)	適・否	
	3. 下請業者の主任技術者の現場専任 (下請金額 4,500 万円 (建築一式工事 9,000 万円)以上)	適・否	
4. 施工体制台帳の整備状況	※下請契約を締結した工事及び低入工事の場合		
	1. 施工体制台帳の整備(現場に常備)	適・否	
	2. 施工体制台帳の記載内容及び添付書類(実態との整合)	適・否	
5. 標識等の掲示状況	3. 再下請通知の提出を求める旨の掲示	適・否	
	1. 施工体系図(現場及び公衆、下請通知書・実態との整合)	適・否	
	2. 建設業の許可標識(公衆)	適・否	
	3. 現場組織表(現場)	適・否	
	4. 緊急時連絡表(現場)	適・否	
	5. 安全管理組織表(現場)	適・否	
	6. 労災保険関係成立票(現場)	適・否	
7. 建退共済制度適用事業主工事現場標識(現場)	適・否		
6. 安全管理、現場環境	1. 安全管理活動(安全ミーティング、KY活動等)	適・否	
	2. 現場内の保安設備、作業環境 現場環境(現場事務所、トイレ等)	適・否	
	3. 現場周辺の安全対策(対：通行者、住民)	適・否	

是正措置 有・無

点検項目	点検内容	特記事項
1. 技術者等の配置状況	1. 現場代理人の常駐 (氏名: )	
	2. 監理技術者又は主任技術者の現場専任 (氏名、資格) (氏名: )	
	3. 監理技術者資格証の提示	
	4. 作業に必要な資格者(作業主任者)の配置	
2. 施工計画の履行状況	1. 施工計画書の整備(現場に常備)	
	2. 施工計画書の記載内容(実態との整合)	
	3. 産業廃棄物の処理委託	
3. 下請業者の使用状況	1. 元請業者の実質的な関与	
	2. 下請業者の要件(建設業許可、指名停止)	
	3. 下請業者の主任技術者の現場専任 (下請金額4,500万円(建築一式工事9,000万円)以上)	
4. 施工体制台帳の整備状況	※下請契約を締結した工事及び低入工事の場合	
	1. 施工体制台帳の整備(現場に常備)	
	2. 施工体制台帳の記載内容及び添付書類 (実態との整合)	
	3. 再下請通知の提出を求める旨の掲示	
5. 標識等の掲示状況	1. 施工体系図 (現場及び公衆、下請通知書・実態との整合)	
	2. 建設業の許可標識(公衆)	
	3. 現場組織表(現場)	
	4. 緊急時連絡表(現場)	
	5. 安全管理組織表(現場)	
	6. 労災保険関係成立票(現場)	
	7. 建退共済制度適用事業主工事現場標識(現場)	
6. 安全管理、現場環境	1. 安全管理活動 (安全ミーティング、KY活動等)	
	2. 現場内の保安設備、作業環境 現場環境(現場事務所、トイレ等)	
	3. 現場周辺の安全対策(対: 通行者、住民)	

工 事 監 察 申 請 書				
契約年度	令和 年度	工事番号		
工事名				
工事場所	市 郡 町			
請負金額				
工 期	自	令和 年 月 日	至	令和 年 月 日
受注者				
現場代理人				
監理技術者又は主任技術者				
工事監督員 (職氏名)	総括監督員			
	主任監督員			
	監督員			
契約担当者	知事 or 所長	本庁担当課		
<p>上記工事について、香川県建設工事監察要綱第6条の規定により、工事監察の実施を申請します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>工事執行者</p> <p>工事検査室長 殿</p>				

\* 「下請通知書」、「施工体系図」の最新版の写し及び現場事務所の箇所図をA4版に調整して添付すること。

参考 第7条及び第9条関係

<h2 style="text-align: center;">工事監察命令書</h2>		決 裁	室長	主幹		
監察者（職氏名）		令和    年    月    日				
		下記工事の工事監察の実施を命ずる。 工事検査室長				

契約 年度		工事 番号		工事名		
工事 場所	市 郡                      町			請負 金額		
工 期	自	令和    年    月    日		工事 監督員 （職氏名）	総括監督員	
	至	令和    年    月    日			主任監督員	
					監督員	
受注者 商号又は名称						
監察時期				1ヶ月 ・ 50% ・ その他		

<h2 style="text-align: center;">工事監察結果(復命)通知書</h2>		決 裁	室長	主幹		
工事監察実施年月日		令和    年    月    日				
上記工事の工事監察の結果を香川県建設工事監察要綱第9条の規定により 別添のとおり(復命)通知します。						
令和    年    月    日						
監察者 (職氏名)						
(工事検査室長) 工事執行者						
殿						

\* 別紙—2「施工体制等点検結果表」を添付すること。

工事監察結果による施工体制等の是正措置報告書			
契約年度	令和 年度	工事番号	
工事名			
工事監察 年月日		監察者 (職氏名)	
<p>下記のとおり是正措置が完了したので、香川県建設工事監察要綱第9条第2項の規定により報告します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">工事執行者</p> <p>(監察者：経由) 工事検査室長 殿</p>			
番号	是正が必要な事項	是正方法	完了日

注1) 措置結果の写真を添付すること。

工事監察結果による施工体制等の確認報告書			
契約年度	令和 年度	工事番号	
工事名		受注者	
工事監察 年月日		監察者 (職氏名)	
<p style="text-align: center;">上記の工事監察において報告を求められた事項について、下記のとおり確認・措置したので、香川県建設工事監察要綱第 1 1 条の規定により報告します。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">工事執行者</p> <p style="margin-left: 20px;">(監察者：経由) 工事検査室長 殿</p>			
番号	報告が必要な事項	確認及び措置	確認日 (措置日)

注 1) 確認の結果、受注者に是正を命じた場合はその内容を記し、措置結果を写真添付して報告すること。